

食品安全委員会（第932回会合）議事概要

日 時：令和6年3月5日（火） 14：00～14：32

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

傍聴者：一般14名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・かび毒 1案件

食品中のオクラトキシンAの規格基準の設定について

→厚生労働省から説明。

本件については、かび毒・自然毒等専門調査会において審議することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 1品目

Trichoderma reesei RF8694株を利用して生産されたフィターゼ

→農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「1,3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、
「1,3-ジクロロプロペンの許容一日摂取量(ADI)を0.025 mg/kg体重
/日、急性参照用量(ARfD)を0.2 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（3）企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

→事務局から報告。

(4) 令和6年度食品安全モニターの依頼について

→事務局から報告。

選考結果を踏まえ、令和6年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。